



十津川

「心身再生の郷」

2022

4

第727号



村民憲章

1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

施政方針

3月7日から14日まで令和4年十津川村議会第1回定例会が開かれ、小山手村長が令和4年度の施政方針を表明しました。その内容(要約)をお知らせします。

教育・生涯学習の推進

次の**6つの方針**をもとに、快適に暮らせる生活環境の向上、移住定住しやすい人が集まる快適な住環境整備、迅速な対応と村民の安全が確保できる災害に強い防災機能の強化の施策を重点施策と位置付けました。

十津川高等学校について、「十津川高校魅力化事業」を更に推進し、教育のみならず村の振興の象徴と位置づけ、高校と村が連携した取組みを進めます。

安心安全な教育環境や給食を提供するため、各学校のエアコン設備を定期的に点検し長寿命化を図ります。また、老朽化した十津川第二小学校の電気式立体炊飯器の入れ替えを行います。

村史の編さんについては、令和4年度から令和6年度に「自然編」「歴史編」の資料編、令和7年度に「歴史編」、令和8年度に「民俗編」の本編を刊行する計画で、活動を継続します。

放課後や長期休業中に安心安全な居場所を提供するため、「放課後子ども教室」は廃止し、新たに「ここキッズルーム」事業を実施します。

学校給食や通学費無償化、育児相談を兼ねた村っこ広場の開催、女性の就労促進のため低年齢児の保育、子育て世代の経済的負担の緩和と保育内容の充実、支援の必要な子の成長発達を促すフォロー体制の整備など、引き続き子育てしやすい村づくりに向けた事業を実施し、男女共に働ける環境整備に努めます。

助けあい支えあう地域福祉の向上

村民の命を守ることを基軸に、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みます。

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して最期まで暮らせるよう、隣近所の助け合いと地域活動に参加する住民の積極的な姿勢を後押しする、有償ボランティアの活動や仕組みづくりを継続して支援します。

健康寿命の延伸や要介護状態にならないために、理学療法士の指導のもと、介護予防事業を引き続き行います。

診療所医師が2人体制となるなか、質の高い医療を安定的に提供するため、受診の予約制の導入や、デマンド型乗合タクシー運行に伴い、出張診療での受診から検査体制が整った診療所での受診へ誘導します。土曜診療、整形外科専門診療は継続し、消化器内科専門医を南奈良総合医療センターから新たに派遣いただきます。マイナンバーカードを健康保険証として利用できるように、オンライン資格確認システムを導入します。

不妊治療費の一部を助成し、若い世代の経済的負担の軽減を図ります。

障害者のための居場所づくり事業、相談支援事業の支援体制の充実を継続します。



村外から人を迎え入れるしくみの構築

発信力を高め、村外から人を迎え入れる仕組みの構築を目指します。

コロナ禍で生活様式が大きく変化し、ワーケーションなどの新たな需要を生み出しています。インバウンド受入協議会が行う空き家を活用した移住体験住宅機能を有した「ワーケーション施設整備」を補助し後押しします。また、旅行に対する意識も変化していることで、観光を活用した持続可能な地域づくりをテーマにシンポジウムを行う予定です。

谷瀬の吊り橋や玉置山公衆トイレで、QRコードを活用したキャッシュレス決済で利用者に寄付を募り、その収入を施設の修繕などに還元させます。施設を含めた地域の魅力を高め、旅行者が何度でも訪れたい村を目指します。

村内経済の活性化のため、中小・規模事業者などの活動や雇用、起業の支援「がんばる事業者応援事業」を継続します。

居住するための快適な住宅が不足していることを考慮して、賃貸用集合住宅の建設などを支援する補助事業を新たに立ち上げます。

また、空き家情報バンク利用者が水回りなどを改修するための空き家改修事業補助などを継続し、空き家の有効活用を図ります。あわせて、空き家などを解体し新たに住宅などを建設したり、危険な空き家などを解体し景観や住環境を整備するため、空き家等解体事業補助を引き続き行います。



「村民みんなが安心と豊かさを感じられる十津川村」に向けて

村の資源を活かした産業の振興

村の資源を最大限に活かして地域内循環を促し、村ならではの生業で「十津川ブランド」の確立を目指します。

森林整備及び林業振興に必要な森林の集積・集約化のため、森林境界の明確化を引き続き進めます。安定的に森林整備を進めるため、一般会計事業で行っている「美しい森林づくり基盤整備事業」のうち搬出間伐について、国・県の補助金の不採択分を実施します。また、森林の売却処分などの相談を三元化し対応するため、十津川村森林組合に相談窓口を設置します。村内に豊富にある木質バイオマスの利用のため、バイオマス設備導入に向けた検討を進めます。

村産材利用住宅設計事業では、優良材だけでなく、一般材を多く利用できるモデル住宅を検討します。あわせて、林業事業者の雇用を創出・確保するため、伐採奨励金、林業機械システム整備事業補助金などを引き続き実施します。村産材・村内製材所・村内業者施工による住宅などの新築・増改築への木材等購入の補助を引き続き行います。

農林産物施設栽培整備支援事業を引き続き実施します。また、農業機械導入支援事業を引き続き実施し、耕作者の負担軽減を図り、農地の利用促進と集落保全を推進します。

鳥獣害対策については、捕獲奨励金の交付により捕獲頭数の増加を図り、捕獲技術の向上と捕獲の担い手を確保する取り組みを引き続き実施します。

安心・安全な生活環境・基盤の充実

林道川津今西線の通行止め解除、基幹作業道「上湯川迫西川線」など、防災機能を高める迂回路整備を進めます。また、国道168号五條新宮道路の整備推進と、「重要物流道路」として指定されるよう、国へ要望活動を行います。

交通網の設置・拡充により、暮らしやすい村の実現へ環境整備を進めます。デマンド型乗合タクシー「郷土号」試験運行の結果をもとに、村営バス運行を見直します。村営バスの百円バス事業は継続し、奈良総合医療センターへ直接乗り入れを確保するため、五條市と十津川村で運行する連携コミュニティバスも継続します。

安心安全な生活整備のため、人家などから50メートル以内の樹木の伐倒・搬出処理する「集落環境整備事業」を継続し、新たに集落から概ね1キロ以内の山林内の歩道整備の補助を追加します。

建設から25年以上となる衛生センターのゴミ処理施設は、計画的な補修・修繕を行い、施設の延命化を図ります。

飲用水に関しては、個人で引いている谷水を含め、共同飲料水供給施設の維持管理や施設整備など、集落支援員による調査・支援を継続します。地元管理の簡易水道などについて、令和5年度から料金徴収を行い、村で維持管理を行うため、水道メーターの取替・取付工事などを行います。

ドクターヘリなどによる災害時や緊急時の体制に対応するため、大野地区のヘリポート場の整備を進めます。

役場庁舎前に、「診療所機能を含めた災害対策本部拠点」の施設を2か年かけて建築します。自律分散型の防災体制を構築し、災害に強い村づくりを目指します。

五條新宮道路の整備が進むと発生するトンネル工事などによる建設残土を処理するため、残土場を早急に確保します。ダムに起因した堆砂や堆砂排除に伴う粉塵などの環境問題への更なる対策、ダム湖に架かる橋梁の修繕に対して相応の費用負担をダム管理者に強く求めます。国・県に対しては、継続した堆積土砂処理、熊野川の総合的な土砂管理に向けた取り組み、土砂発生源対策の更なる進捗について要望します。

行財政の再生

職員の意識改革、資質・能力の向上を主目的とした人事評価制度の運用を開始し、定着に向けて取り組みます。厳しい財政状況で行政運営を進めていくために、職員一人ひとりが経営感覚をもち、組織一丸となつて取り組んでいく必要があります。また、役場内のチェック機能の強化、危機管理の徹底、職員の意識改革に取り組み、今後の村政運営に役立てる管理職候補を養成するため、人材育成に努めます。

行政の効率化や財政基盤の安定化、公共施設など限られた経営資源を有効活用することを視点に入れながら、住民サービスの向上に努めます。

お知らせ
します！

村の家計簿

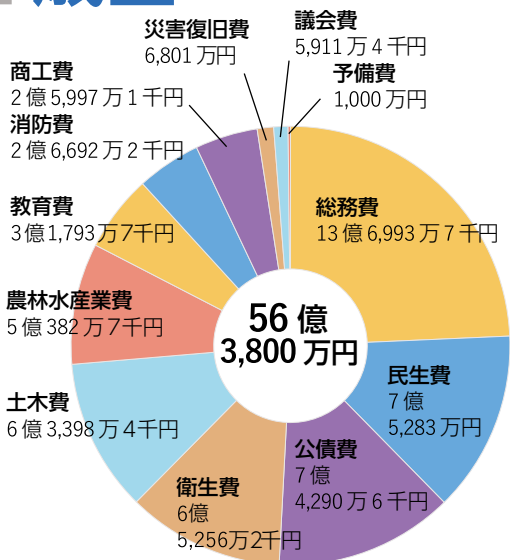
令和4年度当初予算

一般会計 56億3,800万円

(前年度比 1億700万円減)

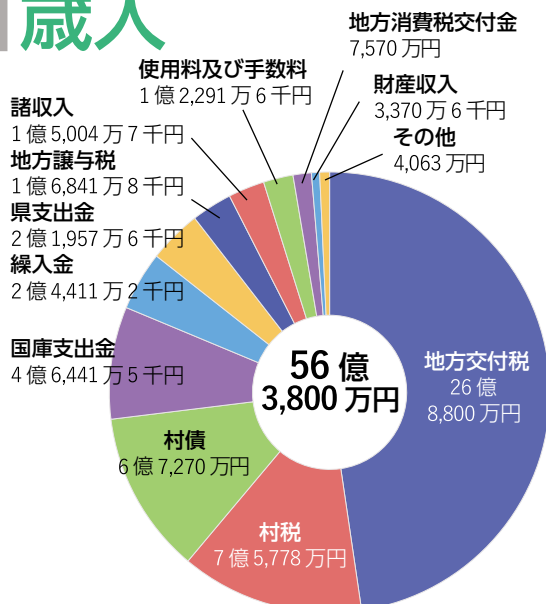
一般会計

歳出



一般会計

歳入



各特別会計の予算額

特別会計 21億7,832万7千円 (前年度比 1,109万1千円減)

会計名	当初予算額	前年度比
国民健康保険事業特別会計	4億5,233万3千円	▲3.3%
後期高齢者医療特別会計	7,039万6千円	5.6%
国民健康保険診療所事業特別会計	1億8,100万5千円	▲13.0%
介護保険事業特別会計	6億9,229万1千円	▲2.6%
簡易水道事業特別会計	2億6,359万9千円	▲3.4%
貯木場等維持管理事業特別会計	4億7,574万9千円	13.5%
十津川温泉事業特別会計	2,837万2千円	0.0%
湯泉地温泉事業特別会計	1,342万1千円	▲9.3%
財産区大字迫西川特別会計	116万1千円	61.5%

令和4年度の主な事業

事業名	当初予算額
にこにこキッズルーム事業	445万6千円
診療所医療体制整備事業 (専門診療：消化器内科、整形外科)	556万9千円
民間賃貸住宅整備促進支援事業	4,200万円
美しい森林づくり基盤整備事業	9,052万9千円
十津川村地域流通商品券配布事業 (第4弾)	3,225万2千円
村営タクシー「郷土号」運行事業	1,514万6千円
防災体制整備事業	3億8,155万2千円
村道橋梁長寿命化事業 (橋梁補修)	1億9,030万円

お問い合わせ 財政課 ☎0746-62-0903

議会だより

第1回臨時会

令和4年1月20日(木)、
十津川村議会「第1回臨時会」が開催され、一般会計の補正予算など各議案について慎重に審議しました。
今回審議した内容は、次のとおりです。

専決処分の承認

地方自治法の規定により、次の議案について専決処分が報告され、承認しました。

●令和3年度十津川村一般会計補正予算(第10号)

歳入歳出それぞれ3,524万円を追加し、総額を60億7,800万1千円としました。

条例改正

●特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員に関する条例の一部を改正しました。

第2回臨時会

令和4年2月10日(木)、
十津川村議会「第2回臨時会」が開催され、一般会計の補正予算など各議案について慎重に審議しました。
今回審議した内容は、次のとおりです。

補正予算

●令和3年度十津川村一般会計補正予算(第11号)

歳入歳出それぞれ8,252万7千円を追加し、総額を61億6,052万8千円としました。

●令和3年度十津川村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第5号)

歳入歳出それぞれ3,088万円を追加し、総額を2億1,512万4千円としました。

契約

●工事変更請負契約の締結について

※工事名

十津川村庁舎耐震補強工事

※契約の相手方

株式会社奥村組 奈良支店

※変更前請負金額

4億8,730万円

※変更後請負金額

4億8,438万5千円

※変更による減額

291万5千円

「十津川村お仕事ナビ」に求人情報を掲載しませんか?

お問い合わせ
総務課 企画グループ
☎0746-62-0910
✉tiikisosei@vill.totsukawa.lg.jp

十津川村公式ホームページ内の「十津川村お仕事ナビ」で、村内のお仕事情報を掲載・発信します。

申請書と情報票を提出するだけで求人情報を掲載できます。

※注意事項※

- ・採用に関しては、応募した求職者とやり取りを行ってください。
- ・役場は村のホームページ、窓口での情報公開のみを行います。求人元への求職者の案内などはいりませんので、予めご了承ください。
- ・求人票に記入していただいた内容は、そのまま公開します。

掲載無料

何度でも無料で掲載可能です。
インターネットで情報を公開します。

期間自由

掲載期間は原則1年間ですが、何度でも掲載可能。
抹消申請を行うことで、情報公開の停止もできます。

掲載地域

十津川村、五條市、大淀町、下市町、野迫川村
和歌山県橋本市、新宮市、田辺市内での求人情報

受付

十津川村役場 総務課企画グループ宛に、
窓口、メール、郵便などで提出してください。

役場人事異動

【 】は旧職

(3月31日付)

○課長級

- ▼池上豊・近畿中国森林管理局森林整備部森林整備課造林係長【産業課指導技師(兼)三者共有資産管理運営室】

○係長級

- ▼浦岡敦・奈良県【建設課係長】

○退職

- ▼吉本克規【議会議務局長】
- ▼後木幹嘉【建設課主幹】
- ▼小川恵子【診療所看護師】
- ▼北村薫【十津川中学校調理員】
- ▼前岡幸英【総務課指導主事】
- ▼鎌倉孝誠【住民課長】
- ▼神戸大介【診療所所長】
- ▼南隆哲【教育委員会教育課学芸員(主査)】
- ▼中垣夏紀【みどり保育所保育士(主事)】

○派遣

- ▼松崎友哉・総務課主事(奈良県派遣)
- ▼市町村振興課【福祉事務所主事】

(4月1日付)

○課長級

- ▼田中秀憲・産業課指導主事(観光グループ)【産業課課長補佐(観光グループ)】

- ▼大前貴広・建設課指導技師(河川・ダム対策グループ)【建設課主幹(道路グループ)】
- ▼杉本正秀・住民課長【財政課課長補佐】

○課長補佐級

- ▼丸谷眞史・議会議務局長(兼)監査委員事務局局長【総務課課長補佐(企画グループ)】
- ▼中畑恵美・総務課課長補佐(総務・防災グループ)【総務課課長補佐】
- ▼北勇作・総務課課長補佐【産業課係長】

○課長補佐級

- ▼浦恵・総務課課長補佐(企画グループ)【診療所事務長】
- ▼下西正太郎・財政課課長補佐【住民課課長補佐】
- ▼中根健一郎・産業課課長補佐(林業グループ)(兼)三者共有資産管理運営室長【建設課課長補佐(河川・ダム対策グループ)】
- ▼後木雅貴・産業課課長補佐(農業グループ)(兼)農業委員会事務局長【教育委員会教育課課長補佐】
- ▼北直美・建設課課長補佐【建設課係長】

○課長補佐級

- ▼玉置一也・建設課主幹(道路グループ)【建設課係長】
- ▼千葉陽一・建設課課長補佐(水道グループ)【建設課係長】
- ▼後木智子・住民課主幹【住民課係長】
- ▼千葉典子・診療所事務長【福祉事務所係長】

○係長級

- ▼松村哲也・教育委員会教育課課長補佐【建設課課長補佐(水道グループ)】

○係長級

- ▼松本亜湖・総務課係長【総務課主査】
- ▼川上直美・総務課係長【総務課主査】
- ▼和田一幸・産業課係長(兼)三者共有資産管理運営室【産業課係長(林野庁派遣)木材産業課】
- ▼亀本眞規・住民課係長【住民課主査】
- ▼辻村なつみ・教育委員会教育課係長【教育委員会教育課主査】

○主査級

- ▼川本悠・総務課主査【総務課主査(奈良県派遣)市町村振興課】
- ▼弓場麻妃・総務課主査【総務課主事】
- ▼金森悠・産業課主査【産業課主査(兼)三者共有資産管理運営室】
- ▼浦健太・産業課主査【産業課主査(兼)三者共有資産管理運営室】
- ▼東優作・住民課主査【住民課主事】
- ▼後藤来美子・住民課保健師(主査)【住民課保健師(主事)】
- ▼岩本壮輔・福祉事務所主査【教育委員会教育課主事】
- ▼東光・教育委員会教育課主査【教育委員会教育課主事】

○主査級

- ▼小林元・産業課主事(兼)三者共有資産管理運営室【産業課主事】
- ▼表谷翔太・教育委員会教育課主事【総務課主事】

○主事級

- ▼小森智之・建設課主事
- ▼天野知明・産業課(兼)施設課【産業課】

○保育士

- ▼垣野江美・みどり保育所保育士(係長)【みどり保育所保育士(主査)】
- ▼藤本昇吾・小原保育所保育士(係長)【小原保育所保育士(主査)】
- ▼山本葉月・上野地保育所保育士(主事)【小原保育所保育士(主事)】

○看護師

- ▼巻渕壽生・診療所看護師(係長)【診療所看護師(主査)】

○調理員

- ▼澤渡智子・十津川第二小学校(兼)みどり保育所【十津川第二小学校】
- ▼熊澤育人・十津川第二小学校(兼)みどり保育所【十津川第二小学校】
- ▼温井郁子・十津川第二小学校(兼)みどり保育所【十津川第二小学校】
- ▼後木茂宏・十津川第一小学校【十津川第二小学校】

○新規採用

- ▼水谷晃・建設課主事
- ▼早川諒一・診療所看護師(主事)
- ▼尾中奎太・福祉事務所主事

○会計年度任用職員(事務補助)

- ▼垣野智之・建設課【教育委員会教育課】
- ▼天野知明・産業課(兼)施設課【産業課】

役場住民課での各種証明書の取得には **本人確認書類**が必要です

お問い合わせ
住民課
☎0746-62-0900

本人確認書類とは…

本人確認が**1点**でできる書類（官公省が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの）

（例）運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳 など

本人確認に**2点必要**な書類（1点で本人確認できる書類をお持ちでない場合は、下記から2点）

（例）健康保険証、年金手帳、介護保険証、顔写真付きの社員証、学生証、キャッシュカード など

※マイナンバー通知カードは、本人確認書類としては認められません。

＼このような手続きに必要です／

住民登録の届け出（転入・転居・転出など）

届出できる人…本人または世帯主、十津川村で同一世帯の人

※上記以外の方は委任状が必要です。

（マイナンバーカードをお持ちの方は、あわせてご提出ください。）



住民票の請求

請求できる人…本人または同一世帯員（世帯が別の場合は、ご家族であっても委任状が必要です。）

戸籍謄本等の請求

請求できる人…戸籍に記載されている本人、または配偶者、父母、祖父母、子、孫など直系尊属・卑属

※上記以外の方が請求する場合は委任状が必要です。

身分証明書の請求

請求できる人…本人（代理の人が請求する場合は、ご家族であっても委任状が必要です。）

印鑑登録の申請

申請できる人…十津川村で住民登録、外国人登録されている15歳以上の人

本人が手続きする場合に必要なもの	代理人が手続きする場合に必要なもの
登録される印鑑、本人確認書類	代理人専任通知書、登録する印鑑 代理人の印鑑（認印）、代理人の本人確認書類

代理人申請の場合は即日登録できません。

代理人専任通知受付後、申請に間違いがないか、登録される人へ照会書を郵送し、本人確認をいたします。

申請に間違いがなければ、回答書を記入し役場住民課へお越しく下さい。

印鑑証明書の請求

請求できる人…十津川村で印鑑登録している人

※ご本人の場合は、印鑑登録証（カード）または登録した印鑑と本人確認書類で発行できますが、

代理人の場合は、印鑑登録証（カード）がないと発行できません。

※上記手続きに使っていただく委任状の様式は問いません。



国 道168号の早期整備を国に要望 高規格道路「五條新宮道路」



▲吉岡幹夫技監への要望（2月・国土交通省）



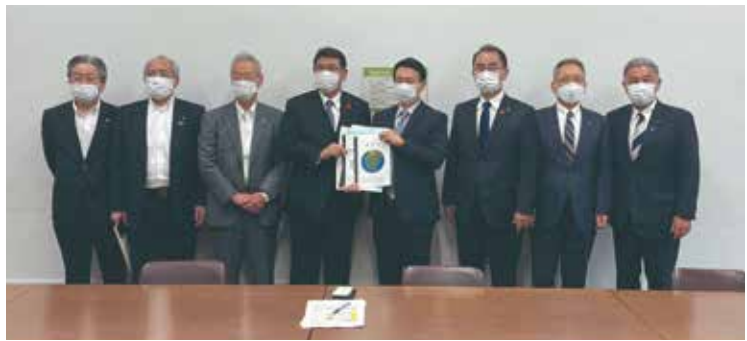
▲村山一弥道路局長への要望（2月・国土交通省）

北尾昌也主計官への要望（10月・財務省）▶

国道168号の長殿道路や風屋川津・宇宮原工区では国の直轄代行事業による工事が始まっており、十津川道路Ⅱ期区間においても測量や調査ボーリングなどが始まりました。

また、奈良県が行う五條市大塔町の阪本工区ではトンネル掘削が始まり、新天辻工区でも調査・設計が進められ、早期供用に期待するところです。

国道168号（五條・新宮間）整備促進協議会（会長：小山手十津川村長）では、事業に要する予算の確保と早期整備を10月、12月に国土交通省や財務省に要望しました。また国が指定を進める重要物流道路に指定されることで、優先的整備がなされるよう、2月に特別要望も行いました。



情報ひろば

マークの見方 申込み 日時 場所 お問い合わせ

問 産業課 観光グループ ☎ 0746・20004

■利用料金〔村外〕

	滝の湯	泉湯	庵の湯	昂の郷温泉保養館 星の湯	昂の郷 温泉プール
大人	800円	500円 → 600円	500円 → 600円	800円 → 1,000円	800円 → 1,000円
小学生 以下	400円	250円 → 300円	250円 → 300円	400円 → 500円	400円 → 500円

※公衆浴場・温泉プールの村民の利用料金は、変更ありません。

※上野地駐車場は、村外・村内統一料金です。

	上野地駐車場
バス	2,000円
普通車	500円 → 800円
バイク	200円 → 400円

お知らせ
〔公共施設の利用料金変更〕
4月1日から、公衆浴場および上野地駐車場の料金が変更になりました。

衛生センター 63-0391	し尿処理場 63-0291	観光協会 63-0200	森林館(古ル野) 62-0567	道の駅十津川郷 63-0003
小原診療所 63-0040	上野地診療所 68-0207	泉湯 62-0090	滝の湯 62-0400	庵の湯 64-1100
歴史民俗資料館 62-0137	体育文化センター 63-0067	温泉プール 64-0762	高森の郷 64-1800	社会福祉協議会 64-0666
		北部保健センター 68-0017	森林組合 64-0301	商工会 62-0132
		十津川警察庁舎 63-0110	五條消防十津川分署 64-1190	五條消防大塔分署 0747-36-0317

お知らせ

【自動車税種別割の納期限は5月31日まで】

自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売などの場合は使用者)に課税されます。必ず納期限までに納付してください。納期限を過ぎると延滞金がかかります。

金融機関や県税事務所の窓口、コンビニ、ペイジー、インターネットを利用したクレジットカード、スマートフォン決済アプリケーション(PayPay、LINE Pay)でも納付ができます。詳細につきましては、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

運輸支局での住所変更手続きが遅れているなどの理由により、自動車税種別割納税通知書が届いていない場合は、奈良県自動車税事務所自動車税第1課へご連絡ください。

※住所を変更された人や県外ナンバーの自動車をお持ちの人は、運輸支局ですみやかに変更登録の手続きをしてください。

問 奈良県自動車税事務所

自動車税第1課

☎07433・51・0081

【無料法律相談】

奈良弁護士会の担当弁護士による法律相談を無料でを行います。

甲 要予約。左記問合せ先に申込み。2週間前から平日のみ受付。

時 5月26日(木) 13時～16時

所 十津川村役場 第2会議室

問 奈良弁護士会・中南和法律相談係

☎0742・22・2035

【児童福祉出張相談】

原則満18歳未満の児童に関するさまざまな相談に、児童福祉司や児童心理司が無料で応じます。

甲 要予約。左記問合せ先に申込み。

時 10時30分～16時

① 吉野町中央公民館(吉野町)

6月10日、8月12日、

10月7日、12月9日、

2月10日

② 下市町保健センター(下市町)

5月13日、7月8日、

9月9日、11月11日、

1月13日、3月10日

問 奈良県高田こども家庭相談センター

☎0745・22・6079

【無料労働相談会を毎月実施】

奈良県労働委員会の委員が、校正・中立な立場で解雇や賃金問題、パワハラなどの労働に関するトラブルの相談(募集や採用の相談は除く)に応じます。

対象 県内在住または在勤の労働者、県内に事業所がある事業主

申 前日の16時30分までに要予約。左記問合せ先に申込み。

時 原則として毎月第2木曜日 ※4月は14日(木)実施

15時～16時(相談時間1人30分程度)

所 奈良県奈良総合庁舎(奈良市)

問 奈良県労働委員会事務局

☎0742・20・4431

http://www.ppe.nara.jp/1704.htm

【大学や専門学校で学ぶ修学支援新制度があります】

高等教育の修学支援新制度は、大学・短期大学・高等専門学校(4年生及び5年生)・専門学校に通う際の授業料などの減免と返済不要の給付型奨学金の支給を行うものです。

対象 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生など

○ 授業料等減免と給付型奨学金(生活費を併せた手厚い支援)が受けられます。

○ 高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。

○ 高校などの成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的などを確認します。

○ 進学先の大学などでは、しっかりと学習することが求められます(成績次第で警告や支援の打ち切りもあります)。

詳しくは

(制度全体の概要)

詳細は

(制度全体の概要)



↑ 文部科学省 特設ホームページ



↑ 日本学生支援機構奨学金シミュレーター

(給付奨学金シミュレーション)

問 日本学生支援機構奨学金相談センター

☎0570・666・3001

(月～金、9時～20時)

または、各大学・専門学校などの学生課や奨学金窓口



役場代表
電話 0746-62-0001
FAX 0746-62-0210
IPフォ 050-5004-6720
050-5004-6721
050-5004-6722

総務 (総務・防災) 62-0001
(企画) 62-0910
産業 (観光) 62-0004
(農業) 62-0005
(林業) 62-0909
教育 62-0003・62-0067

庁舎1階
住民財政建設 62-0900・62-0911
62-0903
62-0033(直通)
(道路) 62-0904
(ダム) 62-0907
(水道) 62-0908

福祉施設出納 62-0901・62-0902
62-0905
62-0906
庁舎3階
議会事務局 62-0002

森林法 基本の森

～ 第10条の5 【市町村森林整備計画】 の巻 ～

市町村森林整備計画とは
 森林計画制度に基づいて、市町村が今後10年間の森林整備のビジョンを見通して、5年ごとに策定する計画です。

市町村が地域の実情に応じ、都道府県や林業関係者と一体となって必要な施策を講じることにより、適切な森林整備を進めることを目的としています。

十津川村では、令和3年3月30日に策定し、今回は国の制度の改正に伴い一部改正しました。

どんなことが書いてあるのか紹介します！

『市町村森林整備計画』をご存知ですか？



計画の内容 その① 森林のゾーニング

市町村が主体となり地域で発揮することが期待される機能に応じて森林の区域を設定し、その中で進めようとする施策方法を明示します。

生物多様性保全機能

道からかなり遠い、またはかなりの急傾斜地の人工林

将来、天然林と同じような機能を発揮するように

森林資源生産機能

道から少し近い人工林

スギ・ヒノキ中心の林業に適した森林を目指す

レクリエーション機能・防災機能

道から近い人工林

複数の林齢、樹種が共存する針広混交林を目指す

森林の4つの機能

生物多様性保全機能

その土地に適した動植物が生存できる環境を維持したり、大気汚染や騒音の被害を軽減する機能

森林資源生産機能

森林資源（木材、きのこなどの林産物）を生産する機能

レクリエーション機能

療養や癒し、教育や芸術など、保健的、文化的な機能

防災機能

表層崩壊（浅い土砂崩れ）を防いだり、雨水の貯水する機能

計画の内容 その② 路網計画

効率的な森林施業を推進するために、村内の路網整備の計画を記載します。

計画の内容 その③ 造林の方法

皆伐後、どんな樹種をヘクタール当たり何本植えるべきなのか、特に獣害がひどい地域はどのような対策が必要なのか明示します。

たとえば
 針広混交林を目指して皆伐はせず、択伐などを行うように森林を誘導します



迫西川に検査へ行ってきました。幅10センチほどの岩場をロープを使って通ったり、傾斜40度くらいありそうな場所を下りたり、足が震えるほど怖かったです。



職員のコトバ

～ 最近の現場 ～

今回の変更点

● 国ゾーニングに「特に効率的な施業が可能な森林」の区域及び施業方法を追加（地域森林計画の記載内容を反映するため）
 ● 地域森林計画対象民有林の異動などに伴う村ゾーニングの変更

これらの改正により、県からの補助金の補助率が上がったたり、森林経営計画の皆伐後の造林が義務付けられる場合があります。

☆市町村森林整備計画は、村のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

森林計画制度



国が制定する「全国森林計画」が改定されると、それに即して県や村の計画も改正されます。

十津川村では

山を動かすための

仕組みづくりを進めています！！

～令和4年度 新たな事業のご紹介～



搬出間伐への補助金が必ず申請できるようになりました！

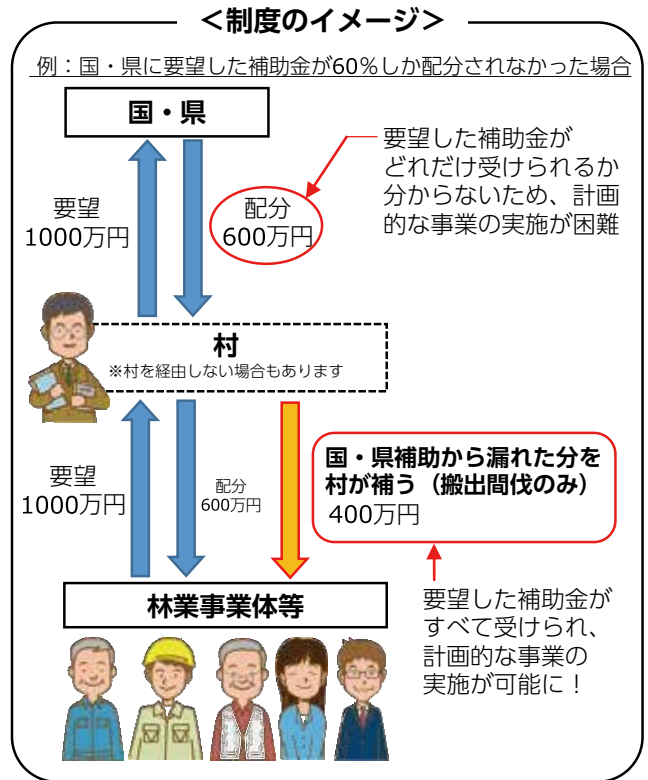
これまで、搬出間伐に対する補助金については、必ずしも国・県に要望した分を全て受けられるとは限らず、山主・林業事業体の皆さんが計画的に事業を行うことに対して支障となっていました。

このため村では、不安定な状況を解消するため、令和4年度から国・県補助金に採択されなかった搬出間伐事業(当初要望分に限る)を村費で補う仕組みを構築しました。

<対象となる補助金>

名称	補助率等	窓口
森林資源適正管理推進事業	・補助率：68%程度 ・原則として、森林経営計画の策定が必要 ・林齢：ｽｷﾞ 80年・ヒノ90年生(市町村森林整備計画で定める標準伐期齢の2倍の林齢)以下	奈良県 南部農林振興事務所 森林共生推進第二課 TEL 64-0671
美しい森林づくり基盤整備事業	・補助率：50%以内 ※森林経営計画内の森林で村内事業体が行う場合は、68%以内	十津川村 産業課 林業グループ TEL 62-0909

注1 申請者の条件などによって補助率が変わります。
注2 上記のほか、搬出材種などに関する要件があります。
計画している事業が補助金の対象となるか、事前に窓口までご相談ください。



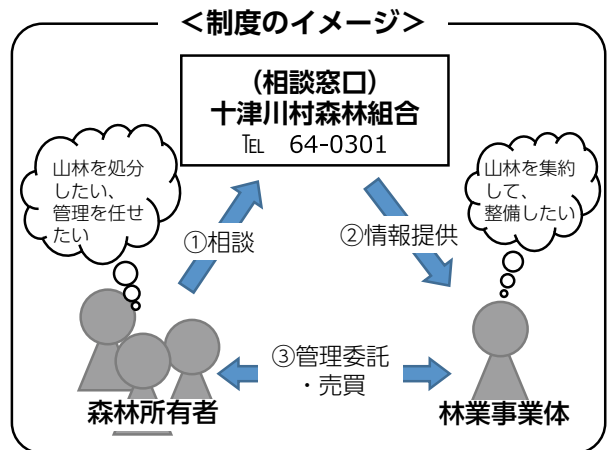
5月
から

森林の売買などに関する相談窓口を森林組合に設置します！

森林は、土砂災害の防止などの公益的な役割を担うと同時に、村の産業振興を支える存在であり、適切に整備していく必要があります。しかし、集落周辺で、特に所有規模が小さい森林などでは、整備の遅れが見られます。

また、近年、こうした小規模森林の所有者を中心に、「森林をどう管理すれば良いかわからない」、「山林を売却・寄附したい」といった声が多く聞かれます。

このため、森林の管理・処分などの相談を受け付け、森林の購入などにより集約化を行おうとする事業者などにお繋ぎする相談窓口を十津川村森林組合に設置します。



お問い合わせ 産業課 林業グループ ☎0746-62-0909

十津川式林業6次産業化WEBサイト「山にこだわる。木にこだわる。」

<https://www.totsukawaforestry.jp/>



村立小中学校の卒業式が行われました

新型コロナウイルス感染症対策をとりながらの開催



十津川第一小学校



十津川第二小学校

3月15日に十津川中学校で、3月23日には十津川第一小学校と第二小学校で、卒業式が行われました。新型コロナウイルス感染症対策のため、来賓や保護者の人数を制限しての開催となりました。

それぞれの式では、密を避けるかたちで、在校生全員が参加することができました。在校生からの別れを惜しむメッセージを受けて、卒業生は先生や保護者、在校生への感謝を述べ、そして未来への飛躍を誓いました。

最後は、卒業証書を手し、在校生に見送られながら会場から退場し、卒業生にとって新たな門出となりました。

ご卒業、おめでとうございます！

教育だより

第163号

【お問い合わせ】
村教育委員会事務局
☎ 0746-62-0003



十津川中学校

十津川村史 歴史資料編（近世1）が刊行されました！

購入案内

◆ 価格 ◆

特別価格：1,000円

※下記に該当する人のみ

十津川村民・新十津川町民・
十津川郷友会員・新十津川町
望郷会員

一般価格：2,000円

◆ 販売窓口 ◆

教育委員会事務局（役場2F）

十津川村歴史民俗資料館（役場前）

※配送も承ります（要送料）。

配送をご希望の人は、
下記までお問合せください。

◆ 問合せ ◆

十津川村教育委員会事務局

☎0746-62-0003



古文書を翻刻した基礎研究の成果が
まとめられています。

昨年刊行された「十津川村史 地理・自然編」に引き続き、この度「十津川村史 歴史資料編（近世1）」が刊行されました！

この資料編は、十津川村の歴史を1冊にまとめた通史編（仮）に先駆けて刊行されたものです。内容は、十津川村に関する古文書を翻刻（くすりし）字を活字に直すこととしたもので、現代語訳はされていませんが、各項目ごとにコラムや解説がついています。

この資料編は、左窓口で販売しているほか、役場1階ののら文庫で貸出もしています。十津川村の江戸時代に興味のある人は、ぜひ一度ご覧ください。

これからも順次資料編や本編を刊行していく予定です。これからの引き続き調査研究等にご協力のほど、よろしくお願いたします。



【一般】
『マジックに出会って
ぼくは生まれた』
涌井学／著

奈良県十津川村生まれの大樹は、訪れた東京でマジックに魅了され、独学でマジックを習得。高校生の時にラスベガスで開催されたマジック世界ジュニア大会で、日本人初のグランプリを獲得し…。天才マジシャンの夢の軌跡を描く。



◆ 新着おすすめ図書 ◆
【児童】
『はるといえば...』
新井洋行／作

はるといえば、桜。ピンクの花びら、ひらひら。ひらひらといえば、ちょうちょ。黄色いはねがとってもきれい。黄色といえば…。はる、なつ、あき、ふゆ、みーんな、いいね！ 季節を楽しむ連想えほんシリーズ。



のら文庫

役場玄関入ってすぐの文庫です。図書の貸出しや資料の閲覧を行っています。

開館／平日 8:30～17:15

休館／役場の閉庁日

◆貸出上限 ひとり5冊

◆貸出期間 3週間まで



高校だより



学校行事

第74回卒業証書授与式

3月1日に本校体育館で第74回卒業証書授与式を挙
行しました。今年も新型コロナ対策として在校生は参
加できませんでしたが、3年生1組21人、2組10人の生
徒が担任からの呼名にしっかりと返事をして、学校長
より卒業証書を受け取りました。



式後は各クラスでホームルームが行われました。十津川
高校での最後のホームルームは、終始笑顔に包まれた思い
出に残る時間となりました。3年生たちのこれからの進路
先での活躍に期待します。

また、これまでの3年間、十津川村の皆さんには多くの
御支援、御指導をいただきました。本当にありがとうございました。



令和3年度修了式・離任式

3月18日に修了式を行いました。修了式では学校長より、春休み中の過ごし方につ
いて、健康管理に注意し、次の学年への進級に向けた準備をするように話があり
ました。



また修了式に続き、離任式
が行われ、この3月で8人の先
生が離任されることになりま
した。離任する教員から生徒
達にメッセージが送られ、別
れを惜しみ多くの生徒が涙を
流していました。

4月からは新たな教員が着
任し、生徒達と一緒に十津川
高校を盛り上げていきます。





福祉避難所の新しい運用が始まります

村では災害が発生したときに、大字の集会所や学校の体育館などの一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な支援を必要とする人が安心して避難できるように、村と協定を締結した社会福祉法人の協力を得て、福祉避難所を開設することとしています。

令和4年4月から、いつ発生するかわからない大きな災害に備え、福祉避難所をより円滑に運用することを目的として、国のガイドラインに則って、福祉避難所に避難できる対象者を事前に指定することになりました。

【対象となる福祉避難所】

1. 特別養護老人ホーム 高森の郷 (大字猿飼308番地の2)
2. 障害者支援施設 こだまの里 (大字池穴160番地)

福祉避難所へ直接避難ができるのは、村が作成した「災害時避難行動要支援者リスト」への登録をご了承いただいている人のうち、より特別な配慮や支援が必要と村が判断した人のみとなります。

また、避難する福祉避難所も事前に村から指定させていただきます。



【福祉避難所の運用について】

○福祉避難所の開設は、村内に**防災気象情報**

【レベル3（高齢者等避難）】が発令された

時点での開設となります。

→台風が接近する恐れがあるなど、事前に災害の発生が予想される場合は、早めの準備をお願いします。



○防災気象情報【レベル3】が発令された時点で、発令されている地域の避難対象者に、役場から福祉避難所への避難の打診と意思確認の連絡を行います。

○福祉避難所へは、ご家族もしくは支援者などの支援で移動していただきます。

○**避難所の開設及び移動は、避難対象者と支援者（ご家族や消防団など）の安全を最優先とするため、日中（午前8時～午後5時）に限定し、夜間（午後5時～午前8時）の移動は、原則行いません。**

○施設の収容人数に限りがありますので、**福祉避難所へ避難できるのは、ご本人とご家族等支援者1人以内の最大2人に制限させていただきます。**

なお、この新たな運用が始まることに伴い、**福祉避難所対象者として指定された人とその支援者1人以外は、両福祉避難所への避難が原則出来なくなります。**

その他の避難所をご利用ください。

支援が必要な人が、災害時に安心して避難できるよう、新しい福祉避難所の運営に、ご理解とご協力をよろしくをお願いします。



福祉避難所に関するお問い合わせ 福祉事務所 ☎0746-62-0902

福祉避難所以外の避難所に関するお問い合わせ

総務課 総務防災グループ ☎0746-62-0001



十津川村有償ボランティア活動

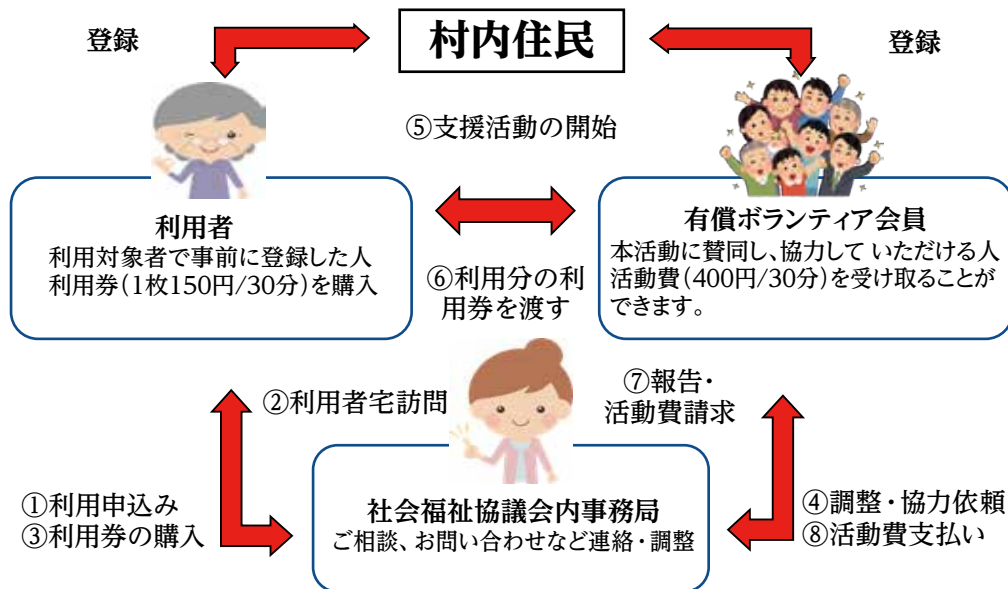
■十津川村有償ボランティアグループ活動とは

十津川村内の高齢者や障害者など日常生活が困難な人たちに、地域住民の力によって支援を行う活動です。

生活支援を有償にすることによって、今まで気を使って頼めなかったことを気兼ねなくお願いすることができ、地域でのつながりによって利用される人も、支援する人も「お互いさま」の助け合いの気持ちを広げていきます。

現在、有償ボランティアグループ「かけはし」が設立され、西川区を中心に活動を行っています。【今後、村全域に活動の輪を広げていきます。】

■有償ボランティアグループの仕組み



グループ活動に参加を希望される人・グループ活動の利用を希望される人は、下記の連絡先までお問合せください。

お問い合わせ 十津川村社会福祉協議会 ☎0746-64-0666
 福祉事務所(地域包括支援センター) ☎0746-62-0901



健康だより

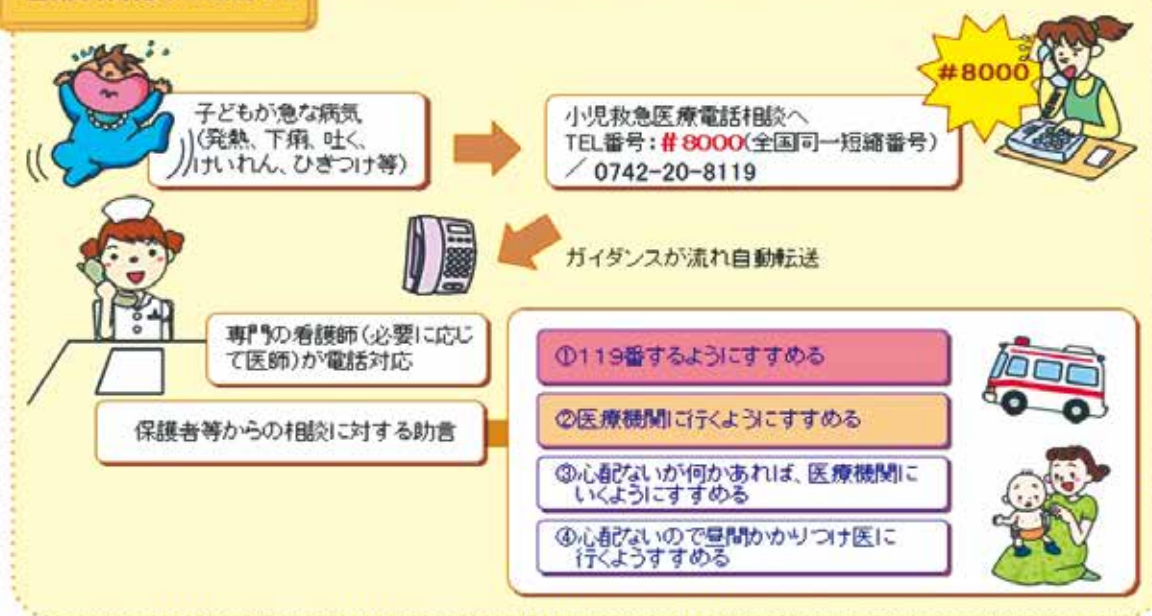
お子さまのケガや急病で、病院へ行った方がよいか判断に迷ったとき看護師（必要に応じて小児科医）が電話でアドバイスをする相談窓口を設置しています。

こども救急電話相談

電話相談番号 **#8000** または **0742-20-8119**

- 相談日時……平日 18時～翌朝8時
土曜 13時～翌朝8時
日、祝、年末年始（12/29～1/3） 8時～翌朝8時
- 対応者……看護師（必要に応じて小児科医）
- 対象者……奈良県内に住む15歳未満の子どもおよびその家族など

電話相談の流れ



また、「救急車を呼んだ方がいいのか」「病院で診察を受けるべきか」「応急手当の仕方がわからない」「近くの医療機関を知りたい」などの相談に対して、**24時間、365日体制**でアドバイスを行っている**奈良県救急安心センター相談ダイヤル**も開設していますのでご活用ください。

電話相談番号：**#7119**または**0744-20-0119**

出典：「奈良県公式ホームページ」<http://www.pref.nara.jp/>



こんなときには必ず 14日以内に届け出を!!

	こんなときに	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書、はんこ
	職場の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書(または退職証明書)、はんこ
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書、はんこ
	子どもが生まれたとき	はんこ
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、はんこ
	外国籍の人が加入するとき	在留カードなど
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出するとき	保険証、はんこ
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険証、はんこ
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	(職場の健康保険が未交付の場合は、加入したことを証明するもの)
	被保険者が死亡したとき	保険証、はんこ
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、はんこ
	外国籍の人がやめるとき	保険証、在留カードなど
その他	村内で転居したとき	保険証、はんこ
	世帯主、氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒になったりしたとき	保険証、在学証明書(または学生証の写し)、はんこ
	修学のため、別に住所を定めるとき	
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	

※上記以外に本人と確認できるものが必要な場合があります。

※75歳になって後期高齢者医療制度に移行するときは、届け出は不要です。

◆届け出が遅れると◆

- ・国保の資格が発生した月の分まで、さかのぼって国保税を納めることとなります。
- ・資格がなくなった後に国保の保険証で医療を受けてしまったときは、国保が負担した分の医療費を後で国保に返還することとなります。

— お問い合わせ —

- ▶国保税に関することは・・・財 政 課 ☎0746-62-0903
- ▶保険証や医療に関することは・・・住 民 課 ☎0746-62-0911



年金だより

ポイント1 学生納付特例制度はどんな制度？

- 前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

保険料を納められないときは、未納のまま放置せず学生納付特例を申請しましょう。

◎学生納付特例制度のメリット

- ・ 老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・ 病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます。

●対象になる人

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校[※]に在籍する学生などで、ご本人の前年所得が基準以下の人です。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

<前年所得のめやす> $128\text{万円} + \text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円}$ で計算した額以下

ポイント2 手続きはどうするの？

●申請の流れ

1 申請書の入手

申請書は、村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページで入手できます。

2 申請書の記入

記入例を参考に申請書にご記入ください。

3 申請書を提出

提出先は、住民票を登録している村役場の国民年金窓口です。

申請の際には、学生証などの学生であることを証明するものが必要です。

4 審査結果の確認

申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。

(1) 「承認通知書」が届いた場合、承認期間は4月～翌年3月の1年間となります。

すでに保険料を納められた月分は、学生納付特例の期間にはなりません。

(2) 「却下通知書」が届いた場合、保険料を納付する必要があります。

お問い合わせ

大和高田年金事務所

☎0745-22-3531

住民課(国民年金窓口)

☎0746-62-0900

No.	施設名	建物外観	No.	施設名	建物外観
	電話番号			電話番号	
A E D設置場所		A E D設置場所			
①	つり橋茶屋 0746-68-0425 屋外		⑭	削除	
②	北部保健センター 0746-68-0207 屋外・玄関横		⑮	グループホーム太陽 0746-64-0564 屋内	
③	上野地駐車場 0746-68-0384 屋外		⑯	十津川高等学校 0746-64-0241 校舎内	
④	神納川地区生活改善センター 0746-67-0041 屋外・玄関横		⑰	特別養護老人ホーム「高森の郷」 0746-64-1800 屋内	
⑤	風屋郵便局 0746-67-0050 屋内		⑱	十津川第二小学校 0746-64-0022 校舎内	
⑥	体育文化センター 0746-63-0067 屋外・玄関横		⑲	新宮信用金庫十津川支店 0746-64-0311 ATMスペース内	
⑦	小原診療所 0746-63-0040 屋外・職員玄関横		⑳	十津川温泉「庵の湯」 0746-64-1100 屋内	
⑧	十津川村役場 0746-62-0001 宿直室内		㉑	昴の郷温泉プール 0746-64-0762 室内	
⑨	十津川第一小学校 0746-62-0034 校舎内		㉒	重里地区生活改善センター 0746-66-0420 屋外	
⑩	十津川中学校 0746-62-0201 屋外・校門前		㉓	旧 西川第二小学校 屋外・玄関前	
⑪	湯泉地温泉「滝の湯」 0746-62-0400 屋内		㉔	21世紀の森 森林館 0746-62-0567 屋内	
⑫	電源開発十津川第一発電所 0746-62-0058 屋内		㉕	道の駅十津川郷 0746-63-0003 屋内	
⑬	瀨郵便局 0746-69-0050 屋外・玄関横		㉖	玉置神社 0746-64-0500 屋内	

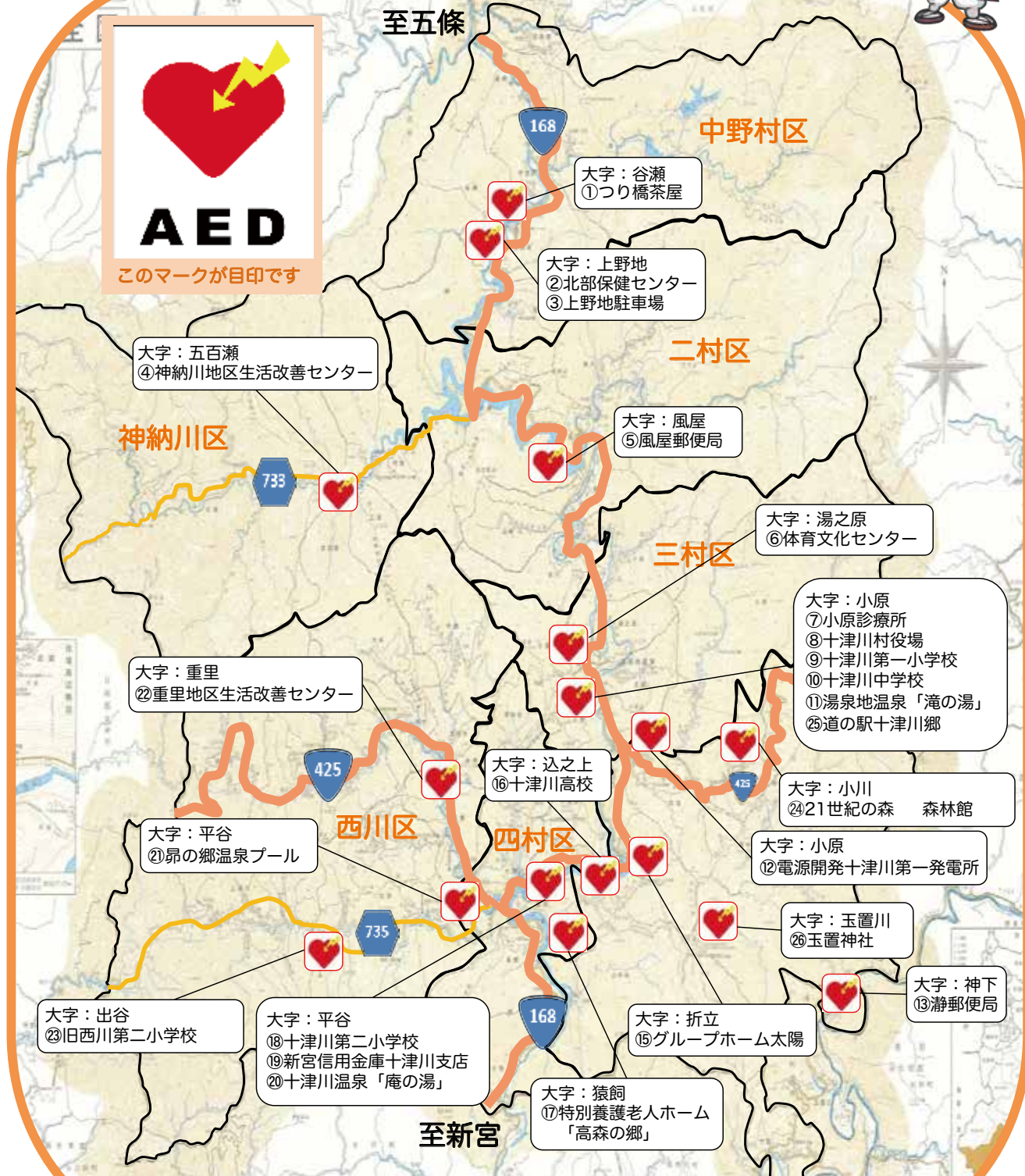
※施設により利用できる時間帯が異なります。
詳しくは各施設にお問い合わせください。

令和4年4月1日 十津川村役場総務課

十津川村AEDマップに変更がありました。
現在AEDは、村内で25か所の主要な施設に設置されています。



十津川村 A E D マップ



A E D (自動体外式除細動器) とは・・・

突然心臓が止まった状態に陥ったとき、心臓に電気ショックを与え正常な状態に戻す装置のことです。電気ショックの必要性を自動的に判断し、音声メッセージにより操作方法を教えてください。

※マップ及び一覧表は、一般の人がAEDを使用することができる施設のみ掲載しています。
十津川村AEDマップのほかにも、防災とつかわの「地図で確認」からも村内AED設置場所を確認できます。
村内を含む国内のAED設置場所については、一般社団法人日本救急医療財団が作成したホームページ「日本救急医療財団全国AEDマップ」から調べることができます。

応急手当の 目的と 救命処置

大切な人を救えるのは あなたしかいません

反応がない、呼吸停止、気道異物などの生命に関わる症状を認めた場合には、「救命」を目的とした応急手当が必要です。
これを「救命処置」と言い、救急隊員や医療関係者が到着するまで、救命処置を行うことにより大切な人を救うことができます。

大切な人の命を救い、社会復帰に導くためには「心停止の予防」、
「心停止の早期認識と通報」、「一次救命処置（心肺蘇生とAED）」、
「二次救命処置と心拍再開後の集中治療」の4つの輪が途切れる
ことなくすばやくつながることで救命効果が高まります。
これを「救命の連鎖」と呼びます。

「救命の連鎖」

01

心停止の予防

突然死の可能性のある傷病者を未然に防ぐことです。

心停止の予防

心停止の
早期認識と
通報

一次救命処置
(心肺蘇生と
AED)

二次救命処置と
心拍再開後の
集中治療

04

二次救命処置と心拍再開後の集中治療

二次救命処置とは、一次救命処置のみでは心拍が再開しない患者に対して、薬物や医療機器を用いて行うものです。
心拍再開後は、必要に応じて専門の医療機関で集中治療を行うことで社会復帰の可能性を高めることができます。

02

心停止の早期認識と通報

突然倒れた人や、反応がない人を見たら、直ちに心停止を疑うことで始まります。心停止の可能性を認識したら、大声で助けを求め、119番通報、AEDの搬送を依頼し、救急隊等が少しでも早く到着するように努めることです。

03

一次救命処置(心肺蘇生とAED)

一次救命処置とは誰でもすぐに行える処置であり、心停止の傷病者の社会復帰に大きな役割を果たします。

五條消防署十津川分署から 庁舎移転のお知らせ

五條消防署十津川分署が移転し、
新庁舎で業務を開始しています。

住所：十津川村大字折立 200番1
(南西へ100m移動)
電話：0746-64-1190
(以前と変わりません)
FAX：0746-64-1191
(以前と変わりません)



お問い合わせ 奈良県広域消防組合 五條消防署十津川分署 ☎0746-64-1190

人のうごき

(敬称略)

おくやみ

東 静	88歳	3月7日	(重 里)
後木 正夫	84歳	3月9日	(小 森)
乾 勝美	92歳	3月9日	(大 野)
乾 鶴子	92歳	3月10日	(風 屋)
林 幸夫	88歳	3月21日	(玉垣内)
内野 節子	89歳	3月22日	(五百瀬)
前谷 重夫	86歳	3月23日	(池 穴)

善意銀行

(敬称略)

十津川村民生児童委員協議会

●十津川村の住民基本台帳人口●

(令和4年4月1日現在)

○世帯数・・・1,687世帯(-20世帯)

○人口・・・2,993人(-37人)

男・・・1,522人(-22人)

女・・・1,471人(-15人)

()は前月比

てんいち先生



営業・販売など 村有地を借りたいとき

村では、地域活性化のために公有財産(村有地)の貸付を行っています。村有地での営業(販売)などを希望する人は、産業課までお問い合わせください。

公有財産(村有地)の例

昴の郷駐車場、玉置山駐車場、森林植物公園駐車場 など

借地料

面積に応じて借地料がかかります。

その他

所定の手続きが必要となります。

(県保健所や村食品衛生協会への確認や手続きなど)

問 産業課 観光グループ ☎0746-62-0004

お誕生日の お子さん 募集中!

3歳まで

掲載を希望される人は、お子さんの写真と次の項目をご準備のうえ、総務課企画グループへ郵送またはメールでお申し込みください(掲載月の前月20日までにお送りください)。

【必要項目】

①お子さんの氏名(ふりがな) ②お住まいの大字 ③生年月日

④お子さんにひとこと(文字数が多い場合は修正します)

⑤保護者氏名

(申込先)総務課企画グループ(十津川村大字小原225-1)

✉tiikisosei@vill.totsukawa.lg.jp

今月の「とつかわテレビ」

自治体放送(11チャンネル)で放送中!
(第1ch)9:00~、17:00~

●大和・紀伊半島学研究所 × 十津川村 連携シンポジウム 『十津川村再発見—村史(地理・自然編)発刊によせて—』(後編)



今月の「ぐっと!奥大和」

自治体放送(11チャンネル)で放送中!
(第1ch)13:00~、20:05~

こんにちは。十津川村地域おこし協力隊の角田華子です。

今月の「ぐっと!奥大和」は、奥大和の春の訪れ。役場でインターンシップ中だった、十津川高校の増谷卓君と一緒に春を探しに行ってきました!

彼のナレーションと、十津川村で見つけた数々の春をお楽しみください。



あとながき

▶山に桜色が鮮やかに映えていて、お花見したいなあと思ふ気分になります。『徒然草』で、吉田兼好は美意識について「花は盛りに、月は隈なきをのみ見るものかは」と記しています。自然の美しさは、満開の桜花や曇りなき月だけではない。雨空に月を恋い、春が過ぎたことを知らずに部屋にこもっていることも趣深い。桜の蕾や散ってしまった庭など、不完全なものの中にも見どころがあると述べます。年度替わりのパタパタのうちに花も散り、気が付けばお花見のタイミングも逃がしてしまう予感がしますが、次々に変化する自然を愛でる心で今年度も楽しく過ごしたいです。(弓場)

●今月の表紙 果無の春(大字桑畑)

スマホで 「防災とつかわ」の お知らせが受け取れます

「ライブビジョン」アプリ
▼インストールはこちら!▼



Android



iOS

集落の絶景

案山子のお花見(大字谷瀬)

撮影:佐古金一さん(大字平谷)



くらしのカレンダー

●…診療情報 ▲…イベント情報

※行事予定は変更になる場合があります。ご了承ください。

日	月	火	水	木	金	土
4/10	4/11	4/12	4/13	4/14 ●消内【小原】	4/15	4/16
4/17	4/18	4/19	4/20 ●休診(午後) 【小原】	4/21 ●整形【小原】	4/22	4/23 ●土曜【小原】
4/24	4/25	4/26	4/27	4/28 ●消内【小原】	4/29 昭和の日	4/30
5/1	5/2	5/3 憲法記念日	5/4 みどりの日	5/5 こどもの日	5/6	5/7
5/8	5/9	5/10	5/11	5/12 ●整形【小原・ 上野地】	5/13 ●休診【上野地】	5/14 ●土曜【小原】

【文字表記】

土曜…土曜診療日

整形…整形外科診療日

消内…消化器内科診療日

休診…休診日

上野地…上野地診療所

小原…小原診療所

【お問い合わせ】

小原診療所 ☎0746-63-0040 上野地診療所 ☎0746-68-0207

受付時間

土曜診療日 小原 8:30~11:00
 整形外科診療日 小原 8:30~11:00
 上野地 14:00~15:00

**有料広告
募集中!**

「村報とつかわ」や「自治体放送(文字放送)」などに広告の掲載を希望する個人や事業者を募集しています。

詳しくは、十津川村ホームページの「村報とつかわ」
[\(https://www.vill.totsukawa.lg.jp/sonpo/\)](https://www.vill.totsukawa.lg.jp/sonpo/) のページをご覧ください。

お問い合わせ:総務課企画グループ

☎0746-62-0910

✉ tiikisei@vill.totsukawa.lg.jp

